

服装・頭髪規定

男子

事項	内 容
制	[冬 服] 10月1日～5月31日(基準とする) 本校指定のブレザー・ズボン・カッターシャツ・ネクタイを着用し、科章をつける。
	[移行期] 寒暖の差を考慮し、生徒指導部が移行期間を設定する。半袖・長袖カッター・ブレザーの三種類の服装を選択できる。 長袖カッターの場合はネクタイを必ず着用する。
服	[夏 服] 6月1日～9月30日(基準とする) 本校指定のズボン・カッターシャツ(半袖)を着用する。長袖は、健康上の理由が有る場合のみ許可をする。 ※担任は、生徒指導部へ報告する。規定外服装許可願を提出する場合もある。
	備 考 1 冬服時登下校の時はブレザーを必ず着用する。 2 長袖のカッター・ブレザーの場合はネクタイを必ず着用する。 3 ズボンをすらして履かない。 4 ベルトの色は黒のみとし、バックルなどは面接指導に準ずる。 5 アンダーウェアは、白、ベージュとし襟首・袖口から見えないものとする。
靴	靴は運動靴または革靴とし、ハイカット、スリッパ等は禁止する。 ※運動靴の色は白を基調とする。 ※革靴は黒色のローファーとし、ヒールの低いものとする。 ※上履きは本校指定のものを使用する。

靴下	ソックスの色は白・紺・黒とする。 ※変形のソックスを着用しない。(踝より短いもの・膝より長いもの)
防寒着	(1) 原則11月1日より防寒着の着用を認める。 (2) 防寒着として、ベスト・セーター・カーディガンの着用を認める。また、色は黒または紺とし、上着から見えないものとする。 (3) 防寒着としてトレーニングパンツ・シャツ、実習服等を使用してはいけない。 (4) 防寒着としてスクールコートに準ずるコートの着用を認めるが、校舎内では着用しないこと。コートの色は黒、紺とし、生地はフランノとする。 (5) 防寒のためにマフラーや手袋を使用してよいが、校舎内では着用しないこと。また、ニット帽等の着用は認めない。 (6) 膝掛等の使用を認めるが教室間の移動中または式典や全校集会等では使用しない。
靴	登校する際、学校指定の靴を必ず使用する。
頭 髪	(1) 頭髪は就職や進学での面接に相応しい清楚な髪型を心がけ、頭髪の加工(染髪・パーマ・ヘアエクステンション等)は一切しないものとする。 (2) 一部分を刈り込んだり、長く伸ばしたりしない。面接試験に対応した髪にすること。(※前後・もみあげは短くし、前髪はまゆ毛にかからないようにする。横は耳にかからないようにし、後ろは襟にかからない) (3) 度重なる頭髪指導で改善が見られず不適切な状態で登校した生徒に対して、再登校指導を実施する。その場合、生徒指導部長と学年が協議し、保護者と連携をはかる。 (4) 頭髪の経過観察指導は、生徒、保護者との共通理解で実施する。

女子

事項	内 容
制	[冬 服] 10月1日～5月31日(基準とする) 本校指定のブレザー・スカート・ブラウス・リボンを着用し、科章をつける。 ※スカートの代わりに本校指定のスラックスを着用可とする。
	[移行期] 寒暖の差を考慮し生徒指導部が移行期間を設定する。半袖・長袖カッター・ブレザーの三種類の服装を選択できる。長袖・半袖のブラウスの場合はリボンを必ず着用する。 長袖カッターの場合はネクタイを必ず着用する。
服	[夏 服] 6月1日～9月30日(基準とする) 本校指定のスカート・夏セーラー・リボンを着用する。 ※スカートは膝頭がかくれる長さを基準とする。 ※スカートの代わりに本校指定のスラックスを着用可とする。 長袖は、健康上の理由が有る場合のみ許可をする。 ※担任は、生徒指導部へ報告する。規定外服装許可願を提出する場合もある。
	備 考 1 冬服時登下校のときにはブレザーを必ず着用する。 2 長袖のカッター・ブレザーの場合はリボン・ネクタイを必ず着用する。 3 ズボン、スカートですらして履かない。 4 ズボン着用時のベルトの色は黒のみとし、バックルなどは面接指導に準ずる。 5 アンダーウェアは、白、ベージュとし襟首・袖口から見えないものとする。
靴	靴は運動靴または革靴とし、ハイカット、スリッパやミュール等は禁止する。 ※運動靴の色は白を基調とし、革靴の色は黒とする。 ※革靴はローファーとし、ヒールの低いものとする。 ※上履きは本校指定のものを使用する。

靴下	ソックスの色は白・紺・黒とする。 ※変形のソックスを着用しない。(踝より短いもの、膝より長いものなど) ※ストッキングは、無地の黒、紺、ベージュとする。
備 考	夏季の女子のストッキングは禁止する。
防寒着	(1) 原則11月1日より防寒着の着用を認める。 (2) 防寒着として、ベスト・セーター・カーディガンの着用を認める。また、黒または紺とし、上着から見えないものとする。 (3) 防寒着としてトレーニングパンツ・シャツ、実習服等を使用してはいけない。 (4) 防寒着としてスクールコートに準ずるコートの着用を認めるが、校舎内では着用しないこと。コートの色は黒、紺とし、生地はフランノとする。 (5) 防寒のためにマフラーや手袋を使用してよいが、校舎内では着用しないこと。また、ニット帽等の着用は認めない。 (6) 膝掛等の使用を認めるが教室間の移動中または式典や全校集会等では使用しない。 (7) レッグウォーマーやファッション性の強いレギンスは防寒具とは認めない。
靴	登校する際、学校指定の靴を必ず使用する。
頭 髪	(1) 頭髪は、就職や進学での面接に相応しい清楚な髪型を心がけ、頭髪の加工(染髪、パーマ、ヘアエクステンション等)は一切しないものとする。 (2) 度重なる頭髪指導で改善が見られず不適切な状態で登校した生徒に対して、再登校指導を実施する。その場合、生徒指導部長と学年が協議し、保護者と連携を図る。 (3) 頭髪の経過観察指導は、生徒、保護者との共通理解で実施する。